

## はじめに

本書は戦国期古文書学の論文集である。また、戦国期古文書学の入門書でもある。

戦国期古文書学の入門書ではあるが、中世前期古文書学の論文も織田信長・豊臣秀吉期の古文書学の論文も収め、中世前半から織豊期・近世初期の古文書学の動向を見通すことのできるものとしている。

戦国期は各地で権力の自立が起こる時代で発給文書にもそれぞれの権力の支配の特徴があらわれる。そのため、九州・畿内・北陸・東国・東北の特徴が読み取れるように構成した。各地の武家権力が発給する判物・印判状の研究論文だけでなく、興福寺発給文書・本願寺発給文書の研究論文も収めている。女性発給文書の研究論文、料紙論・検地帳論の論文も収めている。

それぞれの論文は文書をそのまま掲げ、すべてではないものの文書の読み下しを付けた。また、掲げた文書の一部については写真を掲げている。これにより、文章で説明した文書がいかなるものなのかを実感できるようにした。

序章は、戦国期文書論の前提となる中世前期を中心とした文書論である。

高橋一樹「中世前期における書状のコミュニケーション論的考察」は、武士階層とのかかわりを意識しながら、書状様式をめぐる論点の整理と事例分析を行ったものである。

第一部 判物・奉書と権力は、六本の論文からなる。

小谷利明「判物と折紙―三好長慶文書の研究―」は、武家権力の発給文書がどのように呼ばれたのかについて検討

して、その歴史的な性格を明らかにするという分析方法により、三好長慶関係文書を考察したものである。

田中慶治『大乗院寺社雑事記』に記された奉書に関する一考察」は、日記中に文書が記されている場合、その前後の日記の記述により当該文書が発給された背景、文書発給者及び受給者の意思が明確になることから、『大乗院寺社雑事記』に記された奉書を中心に、当時の文書がどのように認識、呼称されていたのかを明らかにしようとしたものである。

森田真一「戦国期東国における奉書式印判状の成立」は、奉書であることを明示する「奉」あるいは「奉之」の文に着目することによって、どのような歴史的経緯を経て奉書式印判状が成立したのかについて考察したものである。矢田俊文「戦国期北陸における権力構造と判物」は、戦国期北陸の権力構造を明らかにするための基礎作業として、それぞれの地域に発給された判物等を検討することによって、当事者主義的に文書を理解することが地域の権力構造の解明にいかにも有効なのかを明らかにしようとしたものである。

村井良介「戦国期大友氏勢力圏における判物発給をめぐる」は、十六世紀に本格化する判物の発給は新たな「公的」秩序の形成と関係していて、判物発給という行為の持つ意味を追究することは「公的」秩序形成のメカニズムを解明する上で有効な手がかりとなると考え、九州北部の大友氏勢力圏を対象として判物発給の状況を分析し、「公的」秩序との関係を検討したものである。

播磨良紀「織田信長印判状論」は、信長発給文書は室町幕府將軍・戦国大名の影響を受けて作成されているものと考え、発給文書を「直状」・書状の二つに大別するという観点から信長印判状の変化とそのもつ意味を考察したものである。

第2部 様式・形と機能は六本の論文で構成される。

高橋 充「戦国期奥羽の書状の形態をめぐる——「豎紙・堅切紙書状」の展開——」は、料紙の形状、紙面の使い方、

折り方、封じ方など、書状のルールや作法に関する事項を検討し、戦国期奥羽の書状の形態的な特徴を明らかにしようとしたものである。

片桐昭彦「戦国期の過所・伝馬宿送手形と印判状」は、戦国期の印判状と過所・伝馬宿送手形について考えるため、室町幕府の過所、および戦国期越後における上杉輝虎・景勝の過所や伝馬宿送手形を検討したものである。

川岡 勉「戦国期守護の寺社統制と幕府・朝廷―大内氏分国を中心に―」は、戦国期の大内氏分国における寺社統制や寺社関連相論を通じて中央と地方の関係を検討することにより、戦国期において守護の分国支配と分国を超える秩序がどのような関わりを持つていたかを浮かび上がらせようとしたものである。

西尾和美「戦国・織豊期毛利氏妻室の文書と署名―「つほね」呼称・候名・実名―」は、戦国・織豊期から近世初期における武家妻室の文書について毛利隆元室尾崎局、同輝元室清光院を中心に、女性の文書の差出者としての署名や、女性宛の文書の宛所に見える「つほね」呼称、候名さかろいな、実名を検討したものである。

安藤 弥「戦国期本願寺文書の一考察―顕如期を事例として―」は、本願寺文書のうち顕如発給文書を考える際に基礎となる法宝物裏書(本願寺住職が門末に下付する法宝物の裏書)、法名状(門末への法名下付状)、書状(徹文・大坂退去・懇志受取状)の具体的実態について検討したものである。

谷口 央「太閤検地帳史料論―検地規定の変遷と名請人の理解を目指して―」は、豊臣秀吉が定めた太閤検地規定(検地条目)が時期を経てどのような変異を遂げるのかを明らかにし、その上で太閤検地規定(検地条目)を受けて作成された検地帳はどのような形で把握内容に変化があったのかについて名請人把握認識を中心に検討したものである。歴史学の基礎は理論と史料である。本書は史料のうちの文書を研究対象とした論文集である。

二〇〇四年には『戦国期の権力と文書』(高志書院)を刊行している。本書とは性格のことなる本なのでこちらもお読みいただきたい。『戦国期の権力と文書』は文書論だけではなく文書論から権力を考える論考も含んでいた。それ

に対し、本書は文書論に焦点をしばった論文集である。それによって、それぞれの論文は検討対象が別なのであるが、戦国期の文書論にとって共通の重要な論点を導き出すことに成功している。

その戦国期文書論の重要な論点を私の言葉でまとめると、書き止め文言が書状様式の文書であつても判物とすべきである。戦国期になつてはじめて登場する文書様式はなく、戦国期の前の時期にすでにその様式は用意されている。文書名は文書・日記に記された文書名から考えることが重要である。文書の様式にとらわれることなく文書の署判者を中心に文書を理解しなければならない。このようにまとめることができよう。

これらの論点は戦国期特有のことではなく、中世のすべての時期を通して重要な論点である。なお、このようなまとめにおさまらない貴重な成果も多く出されているので、本書をじっくりとお読みいただきたい。

中世文書は文書を発給する側ではなく、文書を受け取ることによって利益を得るものを中心に内容を讀まなければならない。また、文書を出すことを要望されて署判をした者がいかなる者なのかを考えなければならない。

中世の時期に同一内容の文書を一齐に発給することはなかなか考えがたい。しかし、本書の安藤論文は他の武家権力とはことなり、一齐に同一内容の大量の文書を本願寺が発給したことを指摘している。安藤氏は絵像本尊の下付をうけるため門徒は大坂本願寺まで上山して持ち帰ったこと、使者が顕如発給文書を携えて西国に下向し各地の門徒集団を廻ったことなどの丁寧な検討を行ったうえで、一齐に同一内容の大量の顕如の文書が発給されたことの重要性を指摘している。

一齐に同一内容の大量の顕如発給文書が各地に届けられたことは間違いないが、それはどのように届けられたのか。この本願寺による同一内容の大量の一齐文書発給は戦国期社会のあり方を変えるものなのかどうか。興味深いところである。

歴史学の基礎の一つの史料論(本書では文書論)が変れば、個々の歴史像を変えていかねばならない。そのために各

地域の文書を具体例によって示しながら文書論として検討したのが本書である。戦国期の九州から東北までの各地域、そして織豊期の歴史像に変更を迫る研究が文書論である。

本書を手がかりに各地の文書を検討し、新たな歴史像をつくっていただきたい。

二〇一九年八月三十一日

矢田 俊文